

写

公益社団法人全日本病院協会 AMAT活動要領

公益社団法人全日本病院協会 AMAT活動要領を次のように定める。

第1章 概要

(目的)

第1条 この要領は、災害救助法が適用される大震災等の自然災害発生時に、公益社団法人全日本病院協会災害時医療支援活動規則第8条第3項に基づき、医療支援活動の体制及び運営指針を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 AMAT（エーマット）は、災害の急性期、亜急性期において災害医療活動を行うことが出来る研修・訓練を受け、災害時要援護者にも配慮した医療救護活動を行うものとする。

2 災害時要援護者とは、小児、妊産婦、高齢者、有基礎疾患患者、障がい者、外国人、旅行者、要介護者等を指すものとする。

3 活動内容は、病院支援、避難所の巡回診療、医療救護所における活動、災害時要援護者に対する被災地外への医療搬送、多様な医療支援班等との連携を含めるものとする。

(活動期間)

第3条 AMAT 1隊あたりの活動期間は、その機動性を確保する観点から、移動時間を除き概ね48から72時間以内を基本とするものとする。

2 災害の規模に応じて、AMATの活動が長期間に及ぶ場合は、AMAT 2次隊、3次隊等の追加派遣で対応するものとする。

第2章 通常時の準備

(AMAT隊員の登録・認証・更新)

第4条 AMATの質の維持及び向上を図るため、標準化された研修・訓練を実施し、AMAT隊員の登録・認証を行うものとする。

2 「AMAT隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有するものをAMAT隊員として登録・認証する。

3 救急・防災委員会は、AMAT隊員を把握し、AMAT病院は、AMAT隊員の登録内容に変更があった場合は、救急・防災委員会に届け出るものとする。

4 AMAT登録者の資格更新は5年ごとに行われる。また、資格の更新要件については救急・防災委員会が定める。

(救急・防災委員会の活用)

第5条 通常時及び災害時の対応を円滑に行うため、救急・防災委員会を活用するものとする。

2 災害時にAMATを運用し、活動に必要な支援（情報収集、連絡・調整、人員又は物資の提供等）を行うものとする。

(AMAT病院の役割)

第6条 AMAT病院は、通常時にはAMATの派遣準備、AMAT研修・訓練に努め、災害時には被災地からのAMAT派遣要請に応じて、AMATを派遣するものとする。

(連絡体制の確保)

第7条 AMAT病院及び指定病院は、災害時における連絡体制の確保のため、衛星携帯電話などの通信環境の確保に努めるものとする。

(AMAT資器材の指定及び確保等)

第8条 AMATの資器材は、AMAT研修修了者に配布するAMAT仕様のヘルメット、ベストを基本とし、必要に応じて、AMATの推奨ユニフォームを活用するものとする。

2 AMATベスト等の背面のAMATロゴの配色については、白地に緑文字とする。

3 AMATベストの種類は、医師、看護師、ロジスティクスとし、医師のワッペンが赤色、看護師のワッペンが緑色、ロジスティクスのワッペンが黄色とする。

4 AMAT推奨ユニフォームの指定については、活動シャツ（但し、オリーブ色、長袖と半袖のもの）、ズボン（但し、ベージュ色、紺色、アイボリー色のもの）、ブルゾン（但し、銀色のもの）とする。

5 AMAT病院及び指定病院は、救急防災委員会が定める資器材等を整備するよう努めるものとする。

(AMAT研修・訓練の実施)

第9条 AMATに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するため、関係機関の協力の下、AMAT隊員養成研修及びAMAT隊員技能維持研修等を実施するものとする。

- 2 AMAT訓練については、関係機関と連携し、実施するものとする。
- 3 指定病院は、AMAT隊員養成研修等の参加に努めるものとする。
- 4 AMAT病院は、通常時にAMAT派遣の準備を整えるとともに、AMATの研修・訓練に積極的に参加するものとする。

(相互応援等)

第10条 この要領は、AMATの運用等の基本的な事項について定めるものであり、全日病各支部等の自発的な活動や相互の応援等を妨げないものとする。

- 2 災害時においては、AMAT隊員外の医療従事者等がAMATに合流し、医療支援活動を行うことを妨げないものとする。

第3章 初動

(AMATの派遣要請)

第11条 全日病は、自然災害又は人為災害(マスギャザリング等を含む。)が発生し、或いは予想され、被災地域外からの医療の支援が必要な可能性がある場合は、AMATの派遣を要請する。

- 2 救急・防災委員会委員長は、被災地内の会員病院等において、被災地外からの支援が必要な規模の災害が発生していることが予想される場合は、会長に対してAMATの派遣上申を行い、これを受けた会長は、内容を検討の上、AMATの派遣を承認するものとする。

- 3 被災地の会員病院等は、次の各号に掲げるいずれかの一に該当する基準に基づき、AMATの派遣を全日病に要請できるものとする。

ア 震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者が20人以上見込まれる災害の場合は、被災地都道府県内のAMATに対し、AMATの派遣を要請

イ 震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合は、被災地都道府県内のAMAT及び被災地に隣接する都道府県のAMATの派遣を要請

ウ 震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合は、被災地都道府県内のAMAT及び被災地に隣接する都道府県ブロックのAMATの派遣を要請

エ 東海・東南海・南海地震又は首都直下地震の場合は、全国のAMATの派遣を要請

- 4 全日病は、AMAT派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、指定病院を支援するものとする。

- 5 全日病は、AMATの派遣要請の際に、AMATの参集拠点、想定され

る業務等についての情報を提示するものとする。

- 6 AMAT病院は、全日病からのAMAT派遣要請を受け、速やかにAMATを派遣するものとする。
- 7 全日病は、継続したAMATの支援が必要な場合は、必要に応じてAMATの追加派遣を要請出来るものとする。但し、AMATによる医療支援は、中長期的な医療提供体制が被災地の会員病院等によって確立されるまでの必要な期間に限るものとする。
- 8 幹事指定病院は、AMATの受入・派遣を調整する部署の設置を早期に行うよう努めるものとする。

(AMATの待機要請)

第12条 全日病は、自然災害又は人為災害(マスギャザリング等を含む。)が発生し、或いは予想され、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合は、AMAT派遣のための待機を要請するものとする。

- 2 待機要請は、前条第2項に準ずるものとする。
- 3 AMAT病院は、次の各号に掲げるいずれかの一に該当する基準に基づき、全日病からの要請を待たず、AMAT派遣のための待機を行うものとする。
 - ア 東京23区で震度5以上の地震が発生した場合
 - イ その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - ウ 津波警報(大津波)が発表された場合
 - エ 東海・東南海・南海地震注意情報が発表された場合
 - オ 台風、高潮、ゲリラ豪雨、竜巻等の激甚災害が発生した場合
 - カ 大規模な鉄道事故、航空機墜落事故等が発生した場合

第4章 幹事指定病院の役割

(被災地の幹事指定病院の業務)

第13条 被災地の幹事指定病院は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- ア 被災地で活動するAMAT及び会員病院等への連絡調整
- イ 被災地の会員病院等の被災情報の収集
- ウ 傷病者の搬送手段及び受入病床の連絡調整
- エ 全日病、都道府県災害対策本部(派遣調整本部)、都道府県災害医療本部等との連絡調整
- オ 地方公共団体、消防、警察、自衛隊等の関係機関との連絡調整
- カ AMATの撤収及び追加派遣の判断
- キ その他必要な事務

(被災地外の幹事指定病院の業務)

第14条 被災地外の幹事指定病院は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- ア AMAT派遣調整の補助
- イ 被災地の会員病院等の被災情報の収集
- ウ 被災地で活動するAMAT及び被災地の幹事指定病院との連絡調整
- エ 全日病、地方公共団体、消防、警察、自衛隊等の関係機関との連絡調整
- オ その他必要な事務

(AMAT活動拠点本部の設置)

第15条 幹事指定病院は、必要に応じてAMATの活動拠点となる本部を設置するものとする。

(AMAT活動拠点本部の業務)

第16条 AMAT活動拠点本部は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- ア 被災地に参集したAMATの指揮及び連絡調整
- イ 被災地におけるAMAT活動方針の策定
- ウ その他、第13条に準ずるものとする。

第5章 AMATの活動

(活動場所等)

第17条 被災地で活動するAMATは、原則、被災地の幹事指定病院に参集し、幹事指定病院の調整の下、被災地における活動を行うものとする。

- 2 AMATは、原則、自力で移動するものとする。
- 3 AMATは、原則、病院支援及び被災現場、医療救護所、避難所等における業務を主な業務とするが、被災地の状況に応じて柔軟に活動するものとする。また、他の医療救護班等と幹事指定病院を通じ、情報共有を含めた連携を行うものとする。
- 4 病院支援を担当するAMATは、当該病院における活動中は、病院長の指揮下に入るものとする。
- 5 被災により病院の機能維持が困難な場合は、病院長と協議の上、患者の避難、搬送の支援を行うものとする。
- 6 AMATの活動終了については、被災地の幹事指定病院、派遣元AMAT病院等と調整の上、決定するものとする。

第6章 費用の支弁

(活動費用)

第18条 AMATの被災地等における活動費用については、「公益社団法人

全日本病院協会 災害時医療支援活動規則 第5章 費用」に基づき、支弁するものとする。

第7章 用語

第19条 全日本病院協会は、「全日病」という。

2 全日本病院協会会長は、「会長」という。

3 全日本病院協会各支部は、「全日病支部」という。

4 災害時医療支援活動指定病院は、「指定病院」という。

5 災害時医療支援活動幹事指定病院は、「幹事指定病院」という。

6 AMAT隊員養成研修を修了し、班編成が出来る会員病院は、「AMAT病院」という。

附則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。